

(傍線部分は改正部分)

1

組を推進することは、圏域の更なる発展に向けた取組内容の深化のみならず、デジタル田園都市国家構想の実現にも資すると考えられる。「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）においても、「地域間連携を推進する上では、既に地域的な一体感が醸成されている連携中枢都市圏や定住自立圏において、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要である」旨記載されており、定住自立圏の取組にも期待が寄せられているところである。

第2～第4 （略）

第5 定住自立圏形成協定

（1）（略）

（2）定住自立圏形成協定に規定する事項

定住自立圏形成協定においては、宣言中心市及びその近隣にある市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確保するという観点から、少なくとも以下の事項について規定するものとする。

①～③ （略）

④ 連携する具体的事項

連携する具体的事項は、地域の実情に応じて柔軟に定めうるものであるが、宣言中心市及びその近隣にある市町村において、定住自立圏全体の活性化を通じて人口定住を図るという観点から、様々な取組を対象とすることが期待される。

特に、「集約とネットワーク」の考え方を基本として、ア 生活機能の強化、イ 結びつきやネットワークの強化、ウ 資源制約に対応するための圏域マネジメント等、の3つの視点から、人口定住のために必要な生活機能を確保していく必要がある。

このため、定住自立圏形成協定においては、ア、イ及びウの視点ごとに、次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、

組を推進することは、圏域の更なる発展に向けた取組内容の深化のみならず、デジタル田園都市国家構想の実現にも資すると考えられる。「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）においても、「地域間連携を推進する上では、既に地域的な一体感が醸成されている連携中枢都市圏や定住自立圏において、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要である」旨記載されており、定住自立圏の取組にも期待が寄せられているところである。

第2～第4 （略）

第5 定住自立圏形成協定

（1）（略）

（2）定住自立圏形成協定に規定する事項

定住自立圏形成協定においては、宣言中心市及びその近隣にある市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確保するという観点から、少なくとも以下の事項について規定するものとする。

①～③ （略）

④ 連携する具体的事項

連携する具体的事項は、地域の実情に応じて柔軟に定めうるものであるが、宣言中心市及びその近隣にある市町村において、定住自立圏全体の活性化を通じて人口定住を図るという観点から、様々な取組を対象とすることが期待される。

特に、「集約とネットワーク」の考え方を基本として、ア 生活機能の強化、イ 結びつきやネットワークの強化、ウ 圏域マネジメント能力の強化、の3つの視点から、人口定住のために必要な生活機能を確保していく必要がある。

このため、定住自立圏形成協定においては、ア、イ及びウの視点ごとに、次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連

連携する具体的事項を規定するものとする。

なお、人口構造の変化等に伴う資源制約の中で、必要な生活機能
を確保するためには、学校施設等の集約化・複合化や、道路・橋
梁等のインフラの市町村の枠を超えた維持管理や修繕等の取組な
ど、圏域内の公共施設や人材をはじめとする資源を効率的に活用
するための取組を進めることが重要である。

さらに、取組を行うに当たっては、デジタル技術の積極的な活用が期待されるところである。その際には、デジタル人材の育成・確保のための取組や、デジタル化の恩恵をあらゆる人が享受できるよう誰一人取り残されないための取組等も併せて進めることが必要である。

ア 生活機能の強化に係る政策分野
(略)

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
(略)

ウ 資源制約に対応するための圏域マネジメント等 _____ に係る政策分野

資源制約に対応するとともに、地域を牽引する人材を確保し育成する取組を中長期的に進めていく観点から、次に掲げる政策分野のうち1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

- a 宣言中心市等における人材の育成（デジタル人材その他の専門人材の育成を含む。）
- b 宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保（デジタル人材その他の専門人材の確保を含む。）
- c 圏域内市町村の職員等の交流

d 圏域内の公共施設の集約化・共同利用等

- ・ 圏域内の公共施設の立地状況、利用実態等を踏まえた最適配置に向けた調査検討
- ・ 複数市町村にまたがる公共施設の集約化・共同利用等に係る連

携する具体的事項を規定するものとする。

なお、取組を行うに当たっては、デジタル技術の積極的な活用が期待されるところである。その際には、デジタル人材の育成・確保のための取組や、デジタル化の恩恵をあらゆる人が享受できるよう誰一人取り残されないための取組等も併せて進めることが必要である。

ア 生活機能の強化に係る政策分野
(略)

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
(略)

ウ _____ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

_____ 地域を牽引する人材を確保し育成する取組を中長期的に進めていく観点から、次に掲げる政策分野のうち1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

- a 宣言中心市等における人材の育成（デジタル人材 _____ の育成を含む。）
- b 宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保（デジタル人材 _____ の確保を含む。）
- c 圏域内市町村の職員等の交流

携

e 人材をはじめとする資源を効率的に活用するために必要な事務の共同実施

f a から e までに掲げるもののほか、資源制約に対応するための圏域マネジメント等 に係る連携

⑤・⑥ (略)

(3) ～ (5) (略)

第6 定住自立圏共生ビジョン

(1)・(2) (略)

(3) 定住自立圏共生ビジョンに記載する事項

定住自立圏共生ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。

① 定住自立圏及び市町村の名称
(略)

② 定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における将来推計人口 (国立社会保障・人口問題研究所が公表したもの (市町村別の推計が存在しない) 福島県内の市町村にあつては、これに準ずる方法により推計したもの) に基づくものに限る。)、行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況の現状等を記載した上で、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示するものとする。

この将来像には、上記将来推計人口を踏まえつつ算出した、定住自立圏の取組の結果実現されるべき中長期的な将来の人口、高齢化率等の目標を含むものとする。また、定住自立圏を形成する市町村における行政需要や経営資源についての客観的・中長期的な将来推計についても含むことが望ましい。

—

d a から c までに掲げるもののほか、 圏域マネジメント能力の強化 に係る連携

⑤・⑥ (略)

(3) ～ (5) (略)

第6 定住自立圏共生ビジョン

(1)・(2) (略)

(3) 定住自立圏共生ビジョンに記載する事項

定住自立圏共生ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。

① 定住自立圏及び市町村の名称
(略)

② 定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における将来推計人口 (平成30年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表したもの (福島県内の市町村にあつては、これに準ずる方法により推計したもの) に基づくものに限る。)、行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況の現状等を記載した上で、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示するものとする。

この将来像には、上記将来推計人口を踏まえつつ算出した、定住自立圏の取組の結果実現されるべき中長期的な将来の人口、高齢化率等の目標を含むものとする。また、定住自立圏を形成する市町村における行政需要や経営資源についての客観的・中長期的な将来推計についても含むことが望ましい。

③～⑤ (略) (4) ～ (8) (略) 第7・第8 (略) 第9 市町村に対する助言及び支援 (1) 都道府県による助言及び支援 都道府県は、当該都道府県内の市町村における定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、広域の地方公共団体として、助言を行うとともに、支援を行うことが期待される。特に、医療、産業振興、地域公共交通、インフラの整備、<u>公共施設の適正配置等に向けた議論の促進</u>等都道府県が<u>取り組むことが効果的な</u>事務について、定住自立圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図ることが期待される。 また、都道府県は、当該都道府県内の定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、総務省に情報の提供を行うとともに意見の交換を図るものとする。 (2) (略) 第10 (略) <u>附 則</u> <u>第1 施行期日</u> <u>この要綱は、令和7年1月23日から施行する。</u>	③～⑤ (略) (4) ～ (8) (略) 第7・第8 (略) 第9 市町村に対する助言及び支援 (1) 都道府県による助言及び支援 都道府県は、当該都道府県内の市町村における定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、広域の地方公共団体として、助言を行うとともに、支援を行うことが期待される。特に、医療、産業振興、地域公共交通、インフラの整備、<u>_____等</u>都道府県が<u>担任する</u>事務について、定住自立圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図ることが期待される。 また、都道府県は、当該都道府県内の定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、総務省に情報の提供を行うとともに意見の交換を図るものとする。 (2) (略) 第10 (略) <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>
---	---